

議案第 1 1 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 29 年 2 月 28 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

羽曳野市特別職報酬等審議会からの建議に基づき、副市長の給料月額を改正するとともに、本市の財政状況等を勘案して、平成30年3月31日まで市長の給料を減額する特例期間を設けるほか、羽曳野市教育委員会の教育長の給与に関する規定整備その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

特別職の職員の給与に関する条例(昭和31年羽曳野市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(3) 羽曳野市教育委員会の教育長(以下「教育長」という。)

第3条の表中

「

副市長	770,000円
-----	----------

」を

「

副市長	700,000円
教育長	700,000円

」に改める。

第8条第1項第2号中「100分の30」を「100分の25」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 教育長については100分の25

附則第6項を次のように改める。

6 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、市長の給料の月額については、第3条の規定にかかわらず、742,500円とする。ただし、第6条第2項及び第8条の規定により支給する期末手当の額及び退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額は、第3条に定める給料の月額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 2 羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間、休暇等に関する条例(昭和34年羽曳野市条例第8号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

羽曳野市教育委員会の教育長の勤務時間、休暇等に関する条例

第1条から第4条までを削る。

第5条中「教育長」を「羽曳野市教育委員会の教育長」に改め、同条の条名を削る。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

(職員の厚生制度に関する条例の一部改正)

- 3 職員の厚生制度に関する条例(平成15年羽曳野市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

(羽曳野市教育委員会の教育長の退職手当の特例に関する条例の一部改正)

- 4 羽曳野市教育委員会の教育長の退職手当の特例に関する条例(平成28年羽曳野市条例第41号)の一部を次のように改正する。

本則中「羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間、休暇等に関する条例(昭和34年羽曳野市条例第8号)第3条第3項」を「特別職の職員の給与に関する条例(昭和31年羽曳野市条例第6号)第8条」に、「同項」を「同条」に改める。

特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧																				
<p>第 1 条 次に掲げる特別職の職員(以下「職員」という。)の受ける給与については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>羽曳野市教育委員会の教育長(以下「教育長」という。)</u></p> <p>第 2 条 省略</p> <p>第 3 条 前条の給料月額は、次表による。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">給料の月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副市長</td> <td style="text-align: center;">700,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育長</td> <td style="text-align: center;">700,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 4 条～第 7 条 省略</p> <p>第 8 条 退職手当の額は、退職の日又は任期満了の日(以下「退職日」という。)における職員の給料の月額に、その者の職員として引き続きいた在職月数を乗じて得た額に、それぞれ次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 副市長については <u>100 分の 25</u></p> <p>(3) <u>教育長については 100 分の 25</u></p> <p>2 省略</p> <p>第 8 条の 2～第 11 条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 省略</p> <p>6 <u>平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、市長の給料の月額については、第 3 条の規定にかかわらず、742,500 円とする。ただし、第 6 条第 2 項及び第 8 条の規定により支給する期末手当の額及び退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額は、第 3 条に定める給料の月額とする。</u></p>	区分	給料の月額	省略		副市長	700,000 円	教育長	700,000 円	<p>第 1 条 次に掲げる特別職の職員(以下「職員」という。)の受ける給与については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>第 2 条 省略</p> <p>第 3 条 前条の給料月額は、次表による。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">給料の月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副市長</td> <td style="text-align: center;">770,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 4 条～第 7 条 省略</p> <p>第 8 条 退職手当の額は、退職の日又は任期満了の日(以下「退職日」という。)における職員の給料の月額に、その者の職員として引き続きいた在職月数を乗じて得た額に、それぞれ次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 副市長については <u>100 分の 30</u></p> <p>2 省略</p> <p>第 8 条の 2～第 11 条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 省略</p> <p>6 <u>平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間、職員の給料の月額については、第 3 条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。ただし、第 6 条第 2 項及び第 8 条の規定により支給する期末手当の額及び退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額は、第 3 条に定める給料の月額とする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">給料の月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市長</td> <td style="text-align: center;">742,500 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副市長</td> <td style="text-align: center;">708,400 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給料の月額	省略		副市長	770,000 円	区分	給料の月額	市長	742,500 円	副市長	708,400 円
区分	給料の月額																				
省略																					
副市長	700,000 円																				
教育長	700,000 円																				
区分	給料の月額																				
省略																					
副市長	770,000 円																				
区分	給料の月額																				
市長	742,500 円																				
副市長	708,400 円																				

職員の厚生制度に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間、休暇等に関する条例(昭和 34 年羽曳野市条例第 8 号)第 1 条に規定する教育長</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>以下省略</p>

羽曳野市教育委員会の教育長の退職手当の特例に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>この条例の施行の日に在職する羽曳野市教育委員会の教育長が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する同日を含む任期に係る退職手当の額は、<u>特別職の職員の給与に関する条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 6 号)第 8 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、その額に 100 分の 25 を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p> <p>以下省略</p>	<p>この条例の施行の日に在職する羽曳野市教育委員会の教育長が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する同日を含む任期に係る退職手当の額は、<u>羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間、休暇等に関する条例(昭和 34 年羽曳野市条例第 8 号)第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、その額に 100 分の 25 を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p> <p>以下省略</p>